

かたくい通信

福井から原発を止める
裁判の会 仮処分支援号

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■この通信は、仮処分申請の主体である以下の「大飯・高浜仮処分福井支援の会」を支援するために「裁判の会」が発行するものです。

■「大飯・高浜仮処分福井支援の会」 代表：今大地晴美、副代表：水戸喜世子
事務局：〒910-0315 福井県坂井市丸岡町小黒 29-1-1 松田正（090-2037-9322）

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先（可能ならば 1 口 2000 円以上をお願いします）

口座名：大飯・高浜仮処分福井支援の会 口座記号：00750-1 番号：101200

♣以下の「裁判の会」のホームページにも仮処分関連の情報をアップしています。

▲ホームページ：<http://adieunpp.com>



5 月 20 日 福井地裁 高浜第 1 回異議審+大飯第 3 回審尋

裁判所「一括審理」を提案！

5 月 20 日、午後 2 時 45 分より申立人・弁護団・支援者が福井地裁の表玄関前で行進開始。その後、申立人と弁護団は裁判所内に入っていました。3 時から高浜 3、4 号機の再稼働差し止め仮処分決定の異議審とそれに続いて大飯原発 3、4 号機の差し止め仮処分の審理が行われました。

裁判長が異動で交代したこともあってか、今回は答弁書の内容に関わるような実質的な審理は行われずに、もっぱらどのように進めたらよいかという点を中心に裁判所、債権者、債務者の 3 者の間で協議が行われました。協議の中で、裁判所は高浜異議審と大飯審尋を合体して進めてはどうかと提案。債権者・債務者の双方共に異議なく、一緒に審理する可能性が高まりました。また、今後の期日については 9 月 3 日、10 月 8 日、11 月 13 日の 3 回の期日が指定されました。裁判所による期日の入れ方から考えて、今年中には高浜 3、4 号機は再稼働できない可能性がますます高まったことになります。

なお、今回の審理に先立って、債務者である関電側が申し立てていた仮処分の効力を一時的に止める執行停止について、福井地裁（林潤裁判長）は 5 月 18 日付けでこれを却下しています。（文責：編集子）

次回審尋期日は

9 月 3 日(木)です！



福井地裁前を行進する申立人・弁護団・支援者

◆大飯高浜仮処分・保全異議審尋期日メモ◆

【大飯 仮処分】午後 3 時～

林、中村、三宅裁判官の担当

●最初に審理の進め方について協議。

裁判所：「社会的にも注目されていることから、次の点を心掛けていきたいと考えている」として以下の 3 点を挙げる。

- 1 点目 双方の主張疎明を正確に理解したい
- 2 点目 双方の主張の争点を正確に把握し共有したい
- 3 点目 争点を 3 者間で正確に共有したい

「2つの原発に関わる協議が同時に進められているが、この事件の争点は、地震のメカニズムや、規制基準の争点は共通している。審尋を実効的にするために、争点の共通性を考慮して書面を共通化することが一つのアイデアとして考えられる」

「主張書面、疎明資料を共通化して使用することについては双方から意見を伺いたい」

債権者：「特に異論なし」

債務者：「基本的に協力させていただきたい。ただ、高浜については、すでに決定も出ているので、できるだけ早めに判断をしてもらいたい」との希望を述べる。

裁判所：「裁判所としては、資料を共通にして判断する。ただ、機が熟した場合には、それぞれについて判断したい」

債権者：「原決定を前提にする主張があるがその扱いはどうするか」

裁判所：「主張と疎明資料が共通であるという前提で検討するが、別の事件なので、裁判体も別とした。これまで主張したものであれば、どの書面のどこと指摘してもらってもいい」

裁判所：「効率的な進め方があれば、双方から意見を伺いたい」

債権者：「4名で同じ説明を聞いてもらいたい、手続きは最後に別々でやる方がいいのではないかな。同じ説明を同時に聞いて、別々の手続きをしたことにするというのはどうか」

債務者：「債権者の意見で構わない。ただ判断が異なった場合、書面、資料が 2 部必要になるのではないかな」

裁判所：「記録が 2 部必要かという点は、裁判所で検討する。また 4 名が同席するかどうかは、裁判所で決めさせてもらう」

債権者：「口頭説明について、パワーポイントを使用させてもらいたい。疑問を書面でということであったが、口頭説明の途中でも質問していただきたい」という旨を要望。

○ 提出書面の確認

（債務者）保全異議申立書，異議審主張書面(1)，主張書面(6)，乙 7 5～8 9

（債権者）保全異議答弁書，第 7 準備書面，甲 2 2 6～2 3 0

○ 次回期日

裁判所は 7 月～8 月は期日を入れず、9 月以降に集中して期日を入れることとした。債務者側は 9 月が次回期日となることに難色を示す。協議の上、以下のように期日予定を決定。

（次回） 9 月 3 日午後 3 時（仮処分期日）

午後 3：30 分（異議審）

（次々回） 10 月 8 日 午後 3 時

午後 3：30 分（異議審）

（次々々回） 11 月 13 日 午後 3 時

午後 3：30 分（異議審）

【高浜 異議審】午後 3 時 30 分～（山口裁判官参加）

債権者：「口頭説明の場合に専門家の説明をさせていただきたい」

債務者：「証人調べという形にならないようにしてもらいたい」

裁判所:「具体的場面において訴訟指揮をする場合もある。どのような説明のために、誰に説明させるか事前に、個別に裁判所に相談してもらいたい。事前に送る書面は合理的期間に送る予定」

債権者:「争点整理表についてはどうするか」

裁判所:「どこまで整理するかは裁判所で判断する」

○書面提出期限（債権者側）

7月21日まで

（以上については藤川弁護士メモを編集子が編集）

報告会&記者会見

（午後4時過ぎより福井弁護士会館にて）

司会：鹿島弁護士

■ 期日概要の説明

◆河合弁護士：期日の概要を申し上げます。裁判長は林さん、右陪席が中村さん、左陪席が三宅さんで、30分後に異議審に移り、三宅さんが抜けて山口さんが入りました。

林裁判長は審理の方針について3つの点を挙げました。1点目、双方の主張疎明を正確に理解したい。2点目、双方の主張の争点を正確に把握し共有したい。3点目、争点を3者間で正確に共有したい、ということです。

裁判所としては膨大な資料を読み込みなければならず、資料の提示のみではなく口頭での分かり易い説明をお願いしたいということでした。

また、2つの裁判（編注：「大飯原発3、4号機の再稼働停止を求める申立に対する審理」と「高浜3、4号機仮処分決定に対する異議審」）があるが共通部分が多い。違う部分もあるが、関連している部分も多く、全く別にやるのは非効率であることから、共通の場でやりたいという提案がなされました。ひとつは決定後であり、もうひとつはこれから決定が下される。これを一緒にやったらどうかという提案です。

4人の裁判官が一緒になって審理をやったらどうかということです。これは債権者と債務者の双方が合意しました。かなり異例のことですけれども。書面についても可能な部分は共通でやるということで合意しました。

同時に行うということで関西電力は異議審が遅れることに懸念を示したが、裁判所は必ずしもずっと一緒にやるわけではないと言っています。

それから口頭での説明はどうするかというと、あらかじめ疑問点や質問を書面を出しておいて、それに対して説明をすることということになりました。ビジュアルによる説明もOKということです。

事務的なことですが、最終的には分離判決の可能性もあるということで、最終的な記録はどうするかということですが、裁判所の方で2通作成することになります。

今後の期日については、9月3日の午後3時（仮処分期日）と午後3時30分（異議審）、10月8日の午後3時（仮処分期日）と午後3時30分（異議審）、そして11月13日の午後3時（仮処分期日）と午後3時30分（異議審）となりました。

技術者や専門家の説明については、個別に相談をしてもらいたいということでした。

裁判所の姿勢としては、よく資料を読んで、よく討論して、どちらも納得のいく決定を出したいということでした。拙速な訴訟指揮ではないと理解しました。期日の入れ方も妥当かなと思いました。



異議審については、弁護士としては引き伸ばすというつもりはありません。

大飯仮処分については生煮え状態ですが、再稼動までには決定を出していただけるよう間に合わせたいと思っています。

◆井戸弁護士：どのような裁判官かということで注目していた。我々は拙速な訴訟指揮をするのではないかとことを恐れていたし、川内原発のような判断をする可能性もあると思っていた。違って安堵しています。社会的批判に耐え得る決定をしたいという気持ちが言葉の端々に表れていた。

2つの事件を4人でやるということで異例だが、意欲の現われかなとも思う。この事件については予断なく全く白紙だとも言っていた。いかに私たちが裁判所を説得できるかにかかっていると思う。

◆高橋秀典さん（債権者を代表して）：社会的に注目されている重みのある裁判であるということを覚悟の上で臨んでいることがわかる。印象としては若い裁判官で説明が丁寧。今後の進め方については丁寧に説明している。三者の認識を共有した上で決定を下したいとのこと。原発をどう考えたらよいのかに答えてくれる決定を期待したい。

◆内山弁護士：今日の審尋で大切なことは、審尋の期日から考えて今年は高浜は動かないということです。このことがはっきりした点です。

■ 記者会見

Q：3回の審尋期日が指定されたが、審尋はこれだけということか？

A：正確に言うとあと2回は必ず行う。関電が3回目には難色を示したが、裁判所はとりあえず決めておくということとした。3回目はしないという可能性もあるということで3回の期日が指定されている。

Q：争点についての話し合いはあったのか？

A：全くない。

Q：異議審について、仮処分決定後に「事実誤認」云々ということが言われたが、関電側の書面上の主張ではどのようなことが盛り込まれているのか。

A：控訴審の内容とほとんど同じ。目新しい内容はない。

A：4月決定後に「事実誤認に基づくお粗末な判決」ということが言われたが、異議申立理由書ではその点についてはほとんど触れていない。関電側の決定直後のような反論の勢いは書面上ではない。

A：入倉レシピのことについて、今年5月20日付けの「日刊県民福井」紙のトップ記事で入倉さんが高浜仮処分の決定には「事実誤認」があるとしている記事がある。これは2014年3月29日付愛媛新聞で「科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、これは地震の平均像を求めるもの。平均からずれた地震はいくらでもある」との発言が複数の裁判で原告側からの証拠として提出されていることに対する反論である。今回の高浜仮処分決定でも採用されている。記事では「入倉氏によると、発言はレシピの計算式の根拠について述べたもので基準地震動の策定方法と混同したのではないかと推測する」としている。決定文では入倉レシピによって算定された数値がそのまま基準地震動になるというようなことは書かれていない。「地震の平均像を基礎としてそれに修正を加えることで基準地震動を導き出している」となっている。入倉氏の発言と何の矛盾もない。「事実誤認」など全くない。また今年の5月7日付毎日新聞東京夕刊も注目していただきたい。規制委で耐震ルール作りに関わった藤原広行が言っていることだが、「基準地震動の具体的な算出ルールは時間切れで作れず、どこまで厳しく規制するかは裁量次第になった。揺れの計算は専門性が高いので、規制側は対等に議論できず、甘くなりがちだ・・・中略・・・今の基準地震動の値は一般に、平均的な値の1.6倍程度。実際の揺れの8～9割はそれ以下で収まるが、残りの1～2割は超えるだろう。もっと厳しく、97%程度の地震をカバーする基準にすれば、高浜原発の基準地震動は関電が『燃料損傷が防げないレ

ベル』と位置づける973・5ガルを超えて耐震改修が必要になりかねない。」ということなのだ。

A: 裁判長はお互いの主張がすれ違っており、争点整理が必要との認識だ。川内原発の決定は争点をふつとぼしてしまった。そこで争点整理表を作ってくださいと裁判所に申し上げた。

Q: 今月18日付けの仮処分の執行停止却下についてはどう受け止めているか。

A: 異議審については、裁判長は争点を把握して、十分理解してから決定を出すと言っている。今までのことを厳しく詰めて4月14日の決定を守っていきたい。大飯仮処分については再稼動までには差し止めの決定をいただきたいと考えている。

Q: 4人体制でいくということはいつ正式に決定するのか。

A: それは分からない。2つの事件を一緒にやるのだからかなり異例と言える。

Q: 新たな書類を提出するということはあるのか。

A: 関電の主張書面に対する反論は行う予定。

Q: 専門家を呼ぶことはあるのか。

A: 裁判長は否定していない。おそらく実施されるだろう。

Q: 来春までは原発が動かさないことの意義は。

A: 高浜の再稼動は特に関西の住民にとっては重大な危険をもたらす可能性がある。被害を受ける住民の数、水瓶としての琵琶湖の汚染、関西経済圏、京都の世界遺産などを考えれば、何か起こった場合のその被害の規模は福島の前ではないだろう。再稼動で事故が起こればすべてが根底から崩れる。だから仮処分をした。その闘いが一歩有利に進んだということが言える。



報告会事前レクチャー

仮処分は非公開となっており、申立人と弁護団以外の支援者は裁判所の中には入れません。その時間を利用して、支援者は福井弁護士会館に集まり、事前の勉強会を行いました。

昨春の大飯福井地裁判決、そして昨秋の仮処分申立てから今春の再稼動却下の決定までの経過を「裁判の会」事務局の小野寺(恭)さんが説明。

さらに今回の仮処分の手続きの流れについて同じく事務局の南さんが説明をしました。



事前「レクチャー」の様子

▼法律一口メモ▲

-民事保全法第27条-

5月18日付けの「執行停止の申立の却下決定」に関わる条文の一口メモです。根拠条文は民事保全法第27条（保全執行の停止の裁判等）であり、特に第1項及び第4項が関わってきます。第1項は次のとおりです。

1. 保全異議の申立てがあった場合において、保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったときに限り、裁判所は、申立てにより、保全異議の申立てについての決定において第3項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てることを条

件として保全執行の停止又は既にした執行処分取消しを命ずることができる。

また第 4 項は次のとおりです。

4. 第 1 項及び前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

つまり債務者たる関電側は第 1 項に基づき不服申し立てを行ったわけですが、裁判所は「保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情について疎明があったとはいえない。」として申立を却下し、それに対しては 4 項にあるようにもはや対抗手段はないということになります。

＊「疎明」：一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、またそれに達するよう証拠を提出する当事者の行為。

入倉京大名誉教授

「事実誤認」発言について

審尋の行われた 5 月 20 日、まるでそれとタイミングを合わせたかのように、福井県の地方紙「日刊県民福井」の一面トップに「高浜原発 3、4 号機仮処分 京大名誉教授「事実誤認」 基準地震動 発言引用に困惑」という記事が掲載されました。氏は「裁判官に事実誤認があり、真意を曲解された」として困惑している・・・というのです。

仮処分の弁護団の方々も入倉氏の「事実誤認」発言には機会をとらえて反論していますが、ここでは 2015 年 5 月 7 日付の毎日新聞の東京夕刊に掲載の記事の抜粋を紹介します。発言者（「」内）は規制委で耐震ルール作りに関わった藤原広行・防災科学技術研究所社会防災システム研究領域長です。

関電は、高浜原発から平均約 19 キロ離れた三つの断層（長さ計約 63 キロ）が連動した際に原発を襲う揺れの強さを計算した。この計算は、活断層が起こし得るさまざまな揺れの中で平均的な値を導くもの。結果は約 630 ガル（ガルは揺れの大きさを示す加速度の単位）。関電はこれを少し強めた 700

ガルを基準地震動と決めた。同様の決め方は、他の原発でも広く使われてきた。

だが、福井地裁はこの決め方は「信頼性を失っている」と断定。平均的な揺れより少し強い程度の想定では「万一の事故に備えるべき」原発で不合理とし、基準地震動の大幅な引き上げを求めた。05～11 年に 5 回、各地の原発で基準地震動を超える揺れが観測された事実も指摘した。

関電は「（揺れの強さに影響する）複数のパラメーター（要素）が、同時に極端に揺れを大きくする方向に動くとは考えにくい」（地裁への陳述書）と想定

の正当性を主張したが、ほぼ一蹴された。
藤原さんも「実際の地震では（計算による）平均値の 2 倍以上強い揺れが全体の 7% 程度あり、3 倍、4 倍の揺れさえも観測されている」と、関電の主張の問題点を指摘。「平均から離れた強い揺れも考慮すべきだ」と訴える。

似た司法判断は昨年 11 月にもあった。関電高浜・大飯原発の運転差し止め仮処分請求。大津地裁は却下したが決定文で「地震の平均像を基にすることに、どのような合理性があるのか」と疑問を投げかけ、「最大級の地震」を基準にすべきだとした。

実は川内原発も、基準地震動の決め方は高浜と同様だ。鹿児島地裁がそれを容認したのは「（同じ長さの断層でみると揺れが小さめになりやすい南九州の）地域的特性を踏まえ、平均像を用いた分析も合理的」との判断からだ。

素朴な疑問は「世界で最も厳しい」と政府が自賛する新規制基準で、なぜ「平均より少し強い」だけの基準地震動が審査を通過してしまうのか、である。藤原さんが明かす。「基準地震動の具体的な算出ルールは時間切れで作れず、どこまで厳しく規制するかは裁量次第になった。揺れの計算は専門性が高いので、規制側は対等に議論できず、甘くなりがちだ」。電力会社の主張があっさり通るわけだ。運転禁止決定は、この審査体制の不備を突いた格好だ。

「今の基準地震動の値は一般に、平均的な値の 1・6 倍程度。実際の揺れの 8～9 割はそれ以下で収ま

るが、残りの 1～2 割は超えるだろう。もっと厳しく、97% 程度の地震をカバーする基準にすれば、高浜原発の基準地震動は関電が『燃料損傷が防げないレベル』と位置づける 973・5 ガルを超えて耐震改修が必要になりかねない。コストをかけてそこまでやるのか。電力会社だけで決めるのではなく、国民的議論が必要だ。藤原さんは、そう強く訴えるのだ。

これについては、仮処分弁護団の只野弁護士が次のようにも述べています。

電力会社は、原発の耐震設計において、「断層面積から起こり得る地震の最大のエネルギー」を考慮しているわけではない。上に述べたとおり、電力会社は、断層面積から起こり得る地震の平均のエネルギーを基礎として耐震設計を行っている。この点について、住民側は、入倉氏の膨大な論文を含め、電力会社の申請書と規制委員会の審査資料を分析した上で主張・立証を行っており、なによりも、電力会社が、この事実を認めている。そこには何の事実誤認もなく、当然、裁判所にも事実誤認はない。『環境と正義』2015.6 月号より)

「事実誤認」には要注意です。

今後の予定

9 月 3 日 (木) 午後 3 時より

◆午後 3 時からは大飯原発 3、4 号機の第 4 回審尋、さらに 3 時半から高浜仮処分決定の第 2 回異議審が行われる予定。仮処分なので一般傍聴はできませんが、多くの皆様のご参集をお願いいたします。



以下新聞スクラップ

2015 年 5 月 20 日 (木) 日刊県民福井

**高浜原発の再稼働差し止め
仮処分の執行停止却下**
福井地裁

2015 年 5 月 20 日
日刊県民福井

関西電力高浜原発 3、4 号機 (高浜町) の再稼働差し止めの仮処分決定をめぐり、福井地裁が、関電による執行停止申し立てを「執行停止をするための明らかな事情について説明がなされていない」として却下していたことが分かった。却下は十八日付。関電は、決定が出た三日後の四月十七日に、「判断の基礎となる重要な事実を誤認がある。発電所が起動できない」として、損失は一日で六億円に上るなどと執行停止の緊急性を主張していた。関電側は「誠に遺憾。異議審で早期に仮処分命令が取り消されるよう安全性の主張、立証に全力を尽くす」と話している。

住民側弁護団は「仮処分決定を出した裁判官と異なる裁判官が却下したことに意義がある。異議審でも、関電の申し立てが却下されると確信している」と話した。執行停止申し立ては、緊急に仮処分決定の効力を止めるよう求めるもの。二十日からは、仮処分の是非を審理する異議審が、福井地裁で開かれる。

2015 年 5 月 20 日付の日刊県民福井：関電の執行停止の申立が却下されたという記事

▼編集後記：4月の高浜再稼働差し止め仮処分の決定を受けての関電側の異議申立により、審理が大飯審尋と高浜異議審とで分離して行われるものと思っていたら、裁判所はその相当部分を一緒にやったらどうか、と提案してきた。さらに丁寧な審理をしようという思いが申立人や弁護団にも伝わってくる審尋の雰囲気だったという。今回は進め方についての審理のみだったが、次回からは突っ込んだ内容に入っていく。さらなるご支援をお願いします。(編集子)

関西電力高浜原発3、4号機の再稼働差し止め仮処分決定の異議審と、大飯原発3、4号機の再稼働差し止め仮処分申請の第3回審尋が20日、福井地裁であった。名古屋家裁に異動した樋口英明裁判長に代わった林潤裁判長は、高浜と大飯を合わせて「慎重に審理したい」と方針を示した。住民側弁護団によると、林裁判長は、双方が提出した答弁書などの内容には触

れず、「関連している部分が多い」として審理の合体を提案。9月3日と10月8日、さらに続く場合は11月13日に期日を指定した。会見した住民側の井戸謙一弁護士(61)は「慎重に審理したい」という意欲、強い意思が言葉の端々に出ていた。いい決定が期待できる」と話した。弁護団共同代表の河合弘之弁護士(71)は「大飯原発も差し止めの判断をいただきたい」と力

を込めた。一方、別に会見した関電法務部の担当者は「1日で



記者会見する住民側の河合弘之弁護士(中央)ら＝福井市内

大飯審尋と合体 地裁提案 「高浜 慎重に審理」

高浜異議審と大飯仮処分申し立て

「一緒に審理」提案

福井地裁

2015年5月21日
日刊日本経済新聞
関西電力高浜原発3、4号機(高浜町)の再稼働を差し止める仮処分決定に対する異議審が20日、福井地裁で開かれた。林潤裁判長は、同じような顔触れの

大飯原発3、4号機(おおひの仮処分申し立てと一緒に審理することを提案した。この日は、審理の進め方のみを協議し、主張の相手には触れなかった。林裁判長は①双方の主張と説明を正確に把握する②争点を正

確に把握する③争点に対する認識を共有する④その方針を説明。書類で意見を述べるだけでなく、口頭で分かりやすく説明するよう、両者に求めた。林裁判長は九月三日、十月八日、十一月十三日の三回の期日を決定。年内の再稼働を目指す関電側は、十一月に期日を入れることに難色を示したが、林裁判長は「弁護団の人数も多いため、とりあえず予定を入れる」と説明した。

も早い仮処分の取り消しを目指し、立証、主張を尽くしていきたい」と述べた。

基準地震動▽外部電源と主給水ポンプ▽使用済み燃料▽免震重要棟▽全交流電源

喪失時の5点について安全性の立証に自信を見せた。(小川詩織、堀田浩一)